

特集号

平成13年9月25日
(2001年)

知ってほしい 介護保険

編集・発行
西宮市 健康福祉局 長寿社会部
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
介護保険課 (0798) 35-3148
介護認定課 (0798) 35-3133

みんなで支え合う介護保険

■介護保険なんて関係ない？

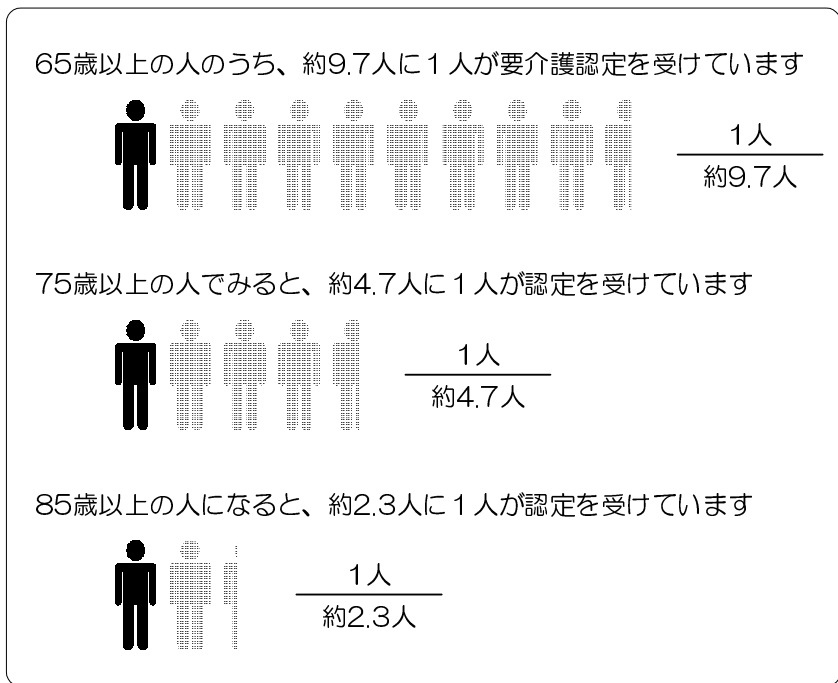
介護保険でサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。

右の図は、年齢別の人口に対する要介護認定者(要支援または要介護と認定された人)の割合を示しています。

65歳以上の人が必要介護認定を受けている割合は、約9.7人に1人です。確かに全体としてみると、要介護認定を受けているのはほぼ10人に1人ですから、あとの9人には関係ないようにも思えます。

ところが、75歳以上の場合これが約4.7人に1人、さらに85歳以上となると約2.3人に1人に跳ね上がります。つまり10歳年齢が上がるごとに、その割合は、ほぼ倍増していることになります。

仮に自分自身が要介護認定を受けないとしても、配偶者や両親など身近な家族まで広げて考えると、介護保険に無関係でいられる人はごくわずかだといえるでしょう。

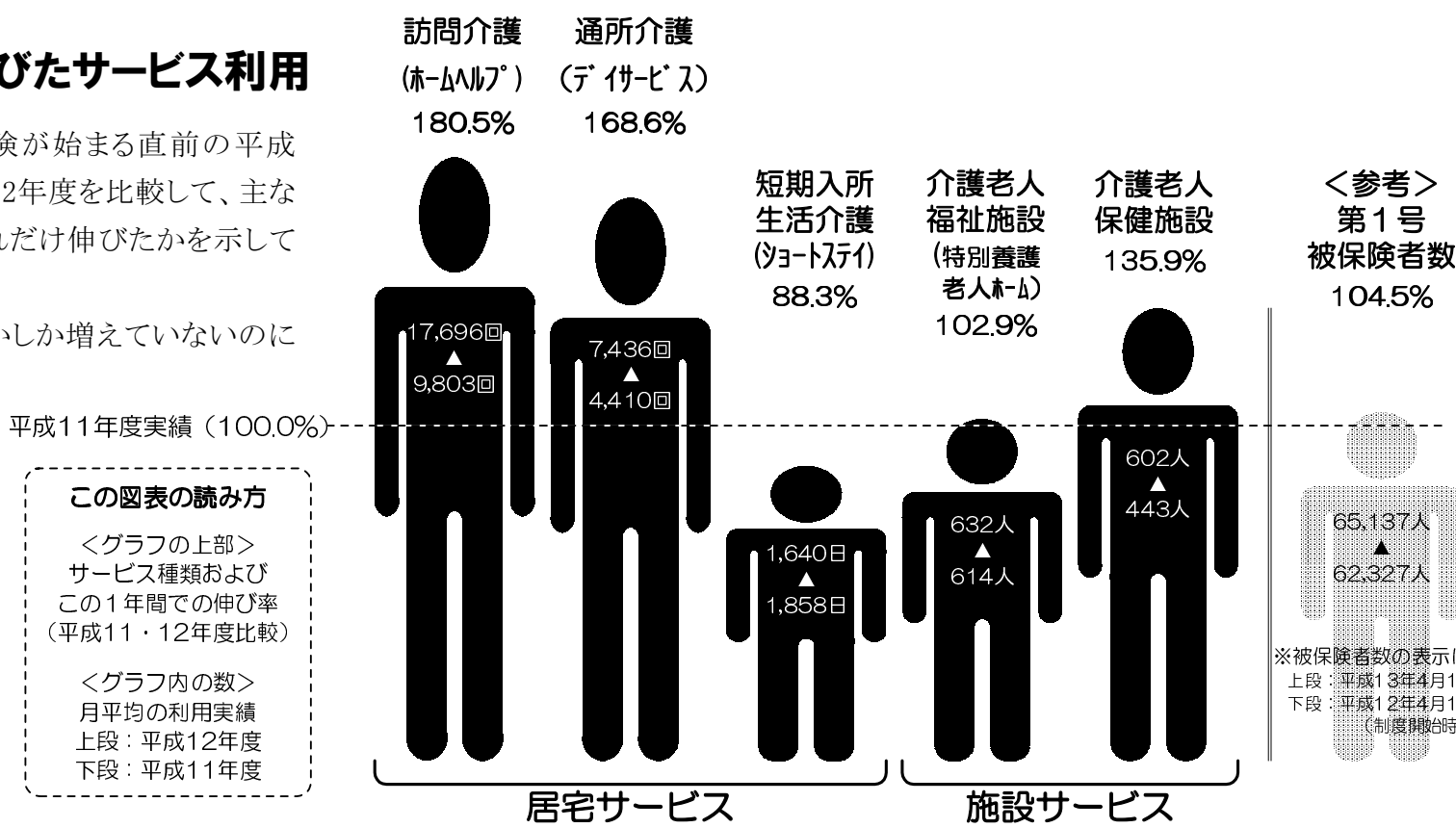


■介護保険で伸びたサービス利用

右の図は、介護保険が始まる直前の平成11年度と直後の平成12年度を比較して、主なサービスの利用がどれだけ伸びたかを示しています。

被保険者数がわずかしこ増えていないのに対して、ほとんどのサービスで大幅に利用が伸びています。

このように介護保険は、介護サービスの普及に大きな効果をもたらしました。



■介護保険料の納付にご理解を

今や、わたしたちの生活に大きく根付いた介護保険制度。この介護保険制度を支えるのは、わたしたちの納付する介護保険料です。保険料の滞納が長期間にわたると、給付制限の処分を受け、介護保険サービスの利用に不便をきたしたり、自己負担額が増えたりすることになります。納付が困難なときには市役所の介護保険課(電話0798-35-3148)までご相談ください。

介護保険料の特別対策が終了します

これまでにもお知らせしていますが、介護保険料の特別対策が平成13年9月で終了し、10月からは本来の保険料の徴収が始まります。

※特別対策とは、新しい制度である介護保険の円滑な導入のため、平成13年度4月～9月の保険料については、本来の保険料の半額を減額していたことをいいます。